

須崎市浄化槽設置整備事業補助金交付申込書

(ふりがな)	()	住 所		
申請者氏名				
生年月日	年 月 日	連絡先	電話	()
設置場所 (地名・地番)				
※以下については、工事予定業者に相談のうえ記入してください。				
工事予定業者			家族数	人
浄化槽において処理・排出する建物の延床面積			m ²	
放 流 先	①側溝 ②水路 ③河川 ④海域 ⑤その他 ()			
着工年月日	平成 年 月 日	使用開始予定	平成 年 月 日	
用 途		居宅面積	m ²	人 槽
				人槽
※設置現場見取図 (別添可)		※建物平面図 (別添可)		
添付書類	※ 申込み時に、必ず市税完納証明書を添付してください。			

裏面へ続く

○補助対象要件

- (1) 補助金交付内示以前の事前着工は一切認められません。
- (2) 本年度3月20日までに事業を完了し、必要書類等を須崎市長に提出してください。
- (3) 申込み時に、必ず市税完納証明書を添付してください。
- (4) 期限までに補助事業を完了できない場合や当初計画に変更があった場合、又は計画を取止める場合は速やかに環境保全課に連絡してください。
- (5) 浄化槽設置後は、法によって定められた保守点検及び清掃並びに法定検査を必ず行ってください。適正に管理されていない場合は、補助金交付を取り消します。
- (6) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を変更し、又は全部若しくは一部を取り消します。
 - ① 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
 - ② 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
 - ③ 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
 - ④ 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
 - ⑤ 市長の指示に従わなかったとき。
 - ⑥ その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

上記承諾し、須崎市浄化槽設置整備事業費補助金の交付を申込みします。

浄化槽設置後は、法によって定められた保守点検及び清掃並びに法定検査を行い、適正に管理します。なお、浄化槽に対する苦情等が生じたときは、責任をもって対処し、問題の解決を図ります。

また、本申込書の記載内容が事実と相違するときは、補助金交付に関する一切の権利を放棄することを誓約いたします。

平成 年 月 日

申込者 住 所
氏 名

印

須崎市長 楠 瀬 耕 作 様